

1 要綱第4条に定める入札書等の郵送方法について

- (1) 内封筒及び外封筒に記載する事項については、別紙のとおり記載するものとする。
- (2) 封筒の封印については、別紙に指定する箇所に押印するものとする。

2 要綱第8条に定めるくじの方法について

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、次の方法により順位を決定するものとする。

- (1) 全ての入札参加者について次のとおりとする。
 - ① 入札参加者は入札書のくじ番号欄に任意の3桁の数字を記載する。なお、各桁の数値が不明確または未記入の場合は、当該数値に9を割り当てるものとする。
 - ② 記載のくじ番号に書留番号の下3桁を足したものを各入札参加者の決定くじ番号とする。

※書留番号とは、郵便追跡のため付与される番号で、「***（3桁）－**（2桁）－*****（5桁）－*（1桁）」の合計11桁で表示された番号をいう。

- (2) 同価格の入札をした者について次のとおりとする。

- ① 書留番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に整理番号（0、1、2、…）を付与する。
- ② 同価格入札の入札参加者の決定くじ番号を合計し、その合計を同価格入札者の数で除算し、余りを算出する。
- ③ 算出した余りの数字と一致する整理番号の入札参加者を第1順位者とする。第1順位者の整理番号に1を足した整理番号の入札参加者を第2順位者とする。なお、1を足した整理番号が存在しない場合は、「0」の整理番号の入札参加者を第2順位者とする。
- ④ 第3順位者以下も③の規定に準じて順位を決定する。

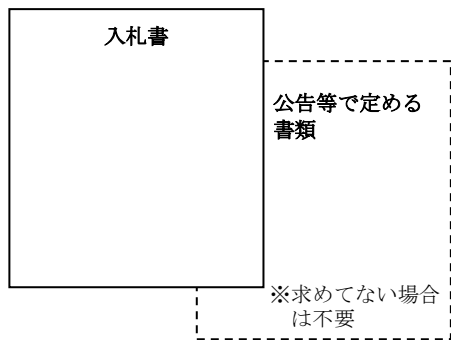
附 則

この公告は、公表の日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する対象業務について適用する。

附 則（令和3年赤磐市公告第21号）

この公告は、公表の日から施行する。

(別紙)

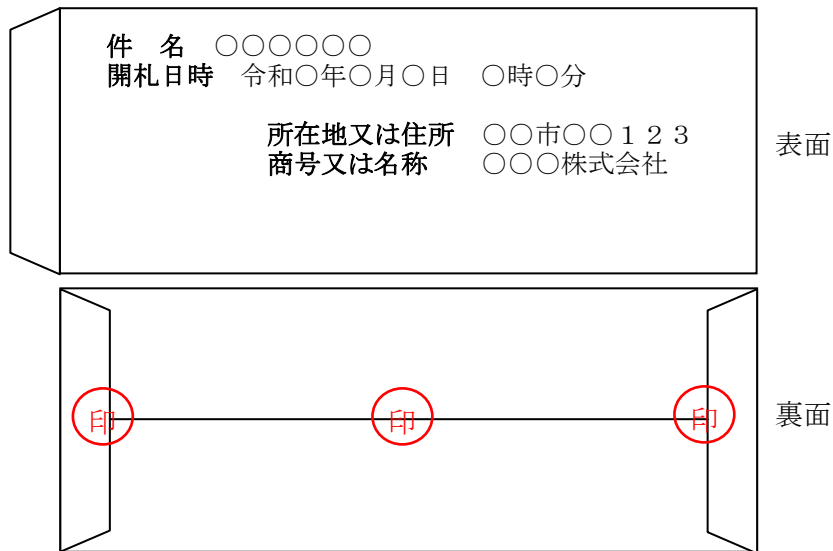


※入札書及び公告等で定める書類に記載する日付は、開札日とする。

※封筒への記載は、横書き、縦書きどちらでも可とする。

※封印に使用する印は、赤磐市に使用印鑑として届け出ている印を押印すること。

【内封筒】



【外封筒】

